

下水道経営の健全化に向けた

下水道使用料 料金改定のお知らせについて

6月請求分
(5月検針分)から



「斜里町公共下水道条例」が改正され、下の表のとおり下水道使用料を改定いたします。新料金は6月請求分(5月検針分)から適用になります。改定内容は以下のとおりです。

☎ 役場 水道課 総務係 ☎0152-26-8384

■ 下水道使用料 (税込み)

用途		改定前	改定後	比較
一般用	基本料金 (水量 10㎡まで)	1,540 円	1,848 円	+ 308 円
	超過料金 (水量 1㎡増すごと)	165 円	198 円	+ 33 円
浴場用	基本料金 (水量 100㎡まで)	12,100 円	14,520 円	+ 2,420 円
	超過料金 (水量 1㎡増すごと)	132 円	158.4 円	+ 26.4 円

※実際の料金は、税抜きの基本料金と超過料金を足し合わせた金額に消費税を加えた金額になります。

■ 検針と請求の関係

6月にお支払いいただく分(5月検針分)から、改定後の下水道使用料となります。

	3月	4月	5月	6月	7月
検針日	3月検針分	4月検針分	5月検針分	6月検針分	7月検針分
請求	3月請求分	4月請求分	5月請求分	6月請求分	7月請求分
	旧料金			新料金	

※水道メーター検針時に配布するチラシや斜里町ホームページなどでもお知らせします。

▶斜里町ホームページで詳しい内容を掲載しています。
<https://www.town.shari.hokkaido.jp/kurashinojoho/jogesuido/514.html>



4月収集分から し尿処理手数料等も改定します

☎ 斜里郡 3 町終末処理事業組合
(斜里町役場 総務部 環境課) ☎0152-26-8217

■ し尿処理手数料も改定します (税込み)

し尿収集処理手数料は1リットル当たり7円に改定いたします。

改定前 5.83円 → 改定後 7円

■ 浄化槽汚泥処理料を新たに設定します (税込み)

浄化槽汚泥処理料を1リットル当たり2.2円に設定します。

徴収なし → 新設 2.2円